

## 飯山市国民健康保険運営協議会議事録（要旨）

- 1 日 時 平成23年5月23日（月）午後5時02分～午後6時10分
- 2 場 所 飯山市役所3階 31号会議室
- 3 協議事項 (1) 会長及び職務代理者の互選について  
(2) 国民健康保健運営協議会について  
(3) 飯山市国民健康保険事業の概要について  
(4) 健康保険法施行令の一部改正に伴う飯山市国民健康保険条例の一部改正について  
(5) 地方税法施行令の一部改正に伴う飯山市税条例の一部改正について  
(6) 平成22年度飯山市国民健康保険特別会計決算見込及び平成23年度飯山市国民健康保険特別会計予算について  
(7) その他
- 4 委員の出欠（敬称略 以下同じ）

出席委員	服部 優一	米持 五郎	清水 一輝	小田切弘人	田中 まゆみ
	丸山 榮一	岸田 勉	松永 晋一	小野澤 明	
欠席委員	出澤 重臣	丸山 幸吉	古川 賢一	藤巻 靖幸	春日 桂子
- 5 会議に出席した理事者・職員

飯山市長	足立 正則
民生部長	山室 茂孝
税務課長	市村 敏彦
国保年金係長	小野澤清登
- 6 議事録署名人

米持 五郎委員	田中 まゆみ委員
---------	----------

(事務局) 本日はたいへんご苦勞様でございます。只今より飯山市国民健康保険運営協議会を始めさせていただきます。

本日は平成 23 年度第 1 回ということでありますので、辞令交付とそれから法律の関係が改正されております、それに伴います飯山市の国民健康保険関係条例の改正についてご審議をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひをしたいと思います。

最初に足立市長より辞令交付を先にお願ひしたいと思います。

#### 【足立市長より各委員に辞令交付】

(事務局) それでは只今より第 1 回の運営協議会を始めさせていただきますが、次第にありますとおり足立市長よりごあいさつを申し上げます。

(市長) 本日は国民健康保険の運営協議会ということでたいへんご苦勞様でございます。只今辞令を交付させていただきますわけでございますが、任期が 2 年間ということでございます。任期の期間が 2 月からということでございますので、本来でしたらもっと早い段階で皆様の方へ委任をお願いしなければならぬというふうに理解をしておる訳でございますが、たいへん申し訳ありませんが、運営協議会の開催に併せまして委嘱をさせていただいたというような案件があるというふうに担当の方から聞いているところでございますが、2 年間よろしくお願ひを申し上げたいと思ひます。

皆様ご存じのように日本の医療制度たいへん課題が多いわけございまして、特に国民健康保険制度につきましても市町村がそれぞれ保険の保険者といひますか運営者になるということでございまして、若い時は被用者保険等に皆様入られると思うのですが、特に国民健康保険につきましても弱者の方が多いというような特徴がございます。

そしてまた特にここにまいりまして老人保健医療とか様々な課題があつて、後期高齢者医療という形で現在は県が一つの保険単位になりまして広域連合組織をつくりまして運営をしているというふうな状況になっております。たいへん医療制度をめぐる課題はまだまだこれからも多いわけでございます。飯山市の国民健康保険の当初予算につきましても、昨年度が 24 億 6 千万円程でございましたが今年 23 年度は 25 億 2 千万円程で若干増えております。特に介護保険の部分での支出のいわゆる拠出金の部分の伸びというものがどうしても増えているということもございまして、全体的にはやっぱりこれからは増えていくのだろなというふうに思うわけでございます。

たいへん重要な市民の健康を守る医療制度でございますので、充分ご検討を賜り、また健全な運営ができますように、それぞれご専門のお立場からご意見を賜ればというふうに思ひますのでよろしくお願ひを申し上げます。たいへんご苦勞様でございます。

(事務局) ありがとうございます。

それでは、3 の委員並びに事務局の自己紹介をお願いいたします。

#### 【委員及び事務局職員自己紹介】

(事務局) よろしくお願ひいたします。

市長公務のためここで退席ということになります、よろしくお願ひしたいと思います。

#### 【市長退席】

(事務局) 始めに会長、職務代理の方を互選ということでお願ひします。

【委員より、引き続き前の会長、職務代理者にお願ひしたいという発言あり】

(事務局) 今、引き続きどうかという提案がございました。もしご異議なければ、お二方にお願ひしたいと思ひますが、よろしければ拍手をお願ひします。

【委員全員拍手】

(事務局)ありがとうございます。

お二方、会長、職務代理者ということで前の席の方へ移動をお願いいたします。

【会長及び職務代理者、それぞれの席へ移動、あいさつ】

(事務局) それでは、会議録署名委員指名から会長さんの議事進行でお願いします。

(会長)【米持委員、田中委員を指名】

それでは議題に入ります。議事の2番、国民健康保険運営協議会について議題といたします。

(事務局)【資料2頁から10頁により説明】

(会長) 引き続いて議事の3番、飯山市の国民健康保険事業の概要について説明してください。

(事務局)【別冊国民健康保険事業の概要により説明】

(会長) それでは今の説明の中で何かご質問ございますか。

概要の15頁の(2)の19年と20年と医療費の総額があまり変わらないが、老人医療の関係との兼ね合いはどうなっているのか。

(事務局) 20年・21年については、後期高齢者医療制度になり、19年度までについては、16頁にあるものと15頁の(2)の表を足すと、(1)の表になります。15頁の(1)の表では、19年度分までは老人医療分も入っているが、(2)の表には15年度から19年度までは老人医療分は入っていません。

(会長) 入ってないのですね。わかりました。

(会長) 他に何かなければ次に進んでよろしいですか。

では、次に議事の4番、健康保険法施行令の一部改正に伴う、出産育児一時金の関係をお願いします。

(事務局)【資料11頁・12頁により説明】

(会長) これは、本則は35万円のところを附則で暫定的に23年3月31日までは39万円にするのを、今回は本則の中で39万円という位置付けをするということですね。

(事務局) はい。

(会長) 次をお願いします。議事の5番、地方税法の一部改正に伴う関係。

(事務局)【資料13頁～17頁及び別紙平成22年度飯山市国民健康保険税チラシにより説明】

(会長) 説明がありました。15頁の(1)は7割、7,420円は7割で、(2)のAが5,300円というのは5割ですね。それで新たに2割というのは(3)で新しく新設されたということですね。6,360円が7,420円になり、4,240円が5,300円になると、新設されたのが2割ということで2,120円ですね。これは、地方税法施行令の一部改正ということでありますので、それに基づいた改正ですのでよろしいですか。

(委員) これは、いっぱい出せる人は高くなって、出せない人は安くなる、簡単に言えばこういうふうになるということか。

(事務局) そうです。

(会長) これは4月1日から。

(事務局) 平成23年度賦課分からですので4月1日からです。

(委員) さっきの資料これはその前ですか。

(事務局) そうです。これは22年度のもので。

(委員) そうすると21年度の課税限度はどのくらいだったのか。上がっているのか。

(事務局) 4万円ずつ上がっている。21年度は、医療分は47万円、後期支援分12万円、介護保険10万円のまま。

(会長) 満杯になれば、今度77万円までということですね。

(事務局) 今回の改正では77万円までです。

(委員) だけど国民健康保険の方々たいへんじゃないのかな。こちらの資料の 16 頁の出産育児一時金のこれは出産した人の数の年度毎ですよ、これは国民健康保険の方だけでしょ。社保だとか他の共済は全然入っていない、そうすると人口多いけれどどんどん減っている。まずいでしょう。14 人しかいない。年間で。

(事務局) 飯山市全体でも年間の出生される方は 140 人前後です。

(会長) それでは、よろしいですね。あと議題の 6 番、22 年度の決算見込それから 23 年度の予算についてお願いします。

(事務局)【資料 18 頁・19 頁により説明】

(会長) はい。何か質問ありますか。

18 頁の保険基盤安定繰入金について 4 千 3 百万円の予算で 4 千 9 百万円の決算になっているが、20 年度・21 年度は大体 4 千 3 百万円、ここのとこちょっと突出して 5 百万円程多いが理由は。

(事務局) これは保険税の軽減分が入ってきておりますので、22 年度は軽減の対象になる方が多かったです。22 年度は所得の低い方には 6 割、4 割の軽減をさせていただいています。その 6 割・4 割軽減した分が多かったということです。

(会長) そうするとかなり経済的に厳しかったということだね。

(事務局) そうです。軽減額が多かったということです。

(事務局) 22 年度では国保の加入世帯が 3,700 世帯位、そのうち 6 割軽減の対象になったのが 1,100 世帯、4 割軽減が 290 世帯でトータル約 4 割、国保加入者の世帯の 4 割がこの軽減対象になっています。

(会長)他に何かありますか。

(委員) 逆に最高の保険税、何件くらいあるのですか。

(事務局) 医療分の数字ですが、拡大前で 35 世帯です。拡大して 1 万円アップしたことによって 32 世帯ということで若干減るのですが、30 数世帯が対象になります。

(会長) はい。他に。

それでは、議事(6)まで終わりましたので、事務局の方へ議事進行をお任せします。

(事務局) たいへん長時間に渡ってご審議いただきまして、ありがとうございました。以上をもちまして飯山市の国民健康保険運営協議会終了とさせていただきます。

(午後 6 時 10 分閉会)